

違法伐採緊急対策事業

【200百万円】

対策のポイント

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

<背景/課題>

- ・今般大筋合意されたTPP協定の「環境章」においては、木材生産国の環境破壊や地球温暖化の進行など様々な問題を引き起こす違法伐採について、各国による違法伐採の抑止に働く効果的な行政措置の実施等が規定されました。
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても合法性が証明された木材の利用促進などの取組を行うとともに、違法伐採対策の実施に必要な情報収集等を行う必要があります。

政策目標

輸入木材のうち合法性の証明された木材の割合
(38% (平成26年) →70% (平成32年))

<主な内容>

1. 合法木材の利用促進、違法伐採・合法木材に関する認知度の向上

合法木材の利用促進や違法伐採・合法木材に関する認知度向上のため、地域における木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者などによるワークショップの地域毎の開催、そこで検討された内容等を広く流通の末端である中小事業者等にまで広めるためのセミナー等の開催及び各種の広報を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 違法伐採に係る現地情報の収集等

輸入業者等事業者が木材の取引において、違法伐採木材を回避することに向けて、違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向などの現地情報の収集や、リスク評価に係る事業者の先進的な取組動向の把握等を実施します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：
林野庁木材利用課木材貿易対策室 (03-3502-8063)

概要

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策を充実。

事業内容

○合法木材の利用促進

■ワークショップの開催【地域ブロック毎に開催】

木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者等による課題把握・対応策の提案

■セミナーの開催【各地域ブロック内で複数箇所開催】

対象は木材関係中小事業者等（木材製品流通・販売業者、工務店、設計者等）

■各種広報



セミナーの開催



合法木材に関する広報(展示)

○違法伐採に係る現地情報の収集等

■生産国における木材流通実態・事業者動向等の把握

■合法性のリスク評価に係る事業者の取組動向の把握



生産国における木材流通実態の把握



合法性が証明された木材の利用促進など違法伐採対策を推進